

「第4次野洲市人権施策基本計画(素案)」に関する意見書

資料3

| No. | ページ | 行 | 委員からの意見 | 対応案 |
|-----|------|---------------------|--|---|
| 1 | はじめに | 10 | 追加する。 また、令和元年(2019年)には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現する社会を実現するための施策の推進に関する法律」を部落差別解消推進法のあとに入れる。 | 指摘のとおり追加する。 |
| 2 | 2 | 4. 1 | 追加する。 あらゆる差別 の前に 部落差別をはじめ | 指摘のとおり追加する。 |
| 4 | 2 | 5.(1)① 7 | そして…改行 | 指摘のとおり修正する。 |
| 3 | 2 | 5.(1)① 11 | また…改行 | 指摘のとおり修正する。 |
| 5 | 2 | 下から3行目 | 第3段階((平成27年(2015年)～令和元年(2019年)) ↓ 第3段階(平成27年(2015年)～令和元年(2019年))前のかっこを取る。 | 指摘のとおり修正する。 |
| 6 | 2 | 下から1行目 | 第4段階((令和2年(2020年)～令和6年(2024年)) ↓ 第4段階(令和2年(2020年)～令和6年(2024年))前のかっこを取る。 | 指摘のとおり修正する。 |
| 7 | 6 | 【具体的施策の方向性】 | 4つめに子どもの居場所づくり を入れる | 指摘のとおり下記のとおり3つめに追加する。 ☆不登校やいじめ不登校やいじめ・貧困などさまざまな理由で学校に行けない、行きにくい児童生徒の居場所づくりを行い、社会的自立や学校復帰に向けて指導や相談・支援を行います。 |
| 8 | 6 | 【具体的施策の方向性】 10行目 | 効果的な支援とは? 具体的な支援方法を記載する必要は? | 具体的な施策については、「第4次野洲市人権施策実施計画に基づく各課の事業」の事業の概要に記載がありますが、下記のとおり修正する。 家庭や地域社会における子育てや保育園・幼稚園・こども園・学校等における保育、教育に対して、家庭訪問や研修等を通じて効果的な支援を行います。 |

| No. | ページ | 行 | 委員からの意見 | 対応案 |
|-----|-----|------------------------------|--|---|
| 9 | 6 | 【具体的施策の方向性】 6行目 | 警察署や学校等との連携強化とありますが地域特に民生委員や人権擁護委員との連携はいららないのでしょうか。(等の中に含まれているのかも知れないが…) | お察しのとおり、警察署や学校等の等に民生委員や人権擁護委員が含まれていますので、「第4次野洲市人権施策基本計画」の文面は <u>修正しない</u> 。 |
| 10 | 6 | 【現状と課題】 1行目 | (令和2年(2020年)4月現在) ↓ (令和2年(2020年)4月現在)後ろのかっこを取る。 | 指摘のとおり修正する。 |
| 11 | 7 | 【具体的施策の方向性】 3行目 | 深めていきます。誰が? ↓ 深めていく取り組みを推進していきます。 深めていく取り組みを行っていきます。 | 「深めるための取組を推進していきます。」に修正する。 |
| 12 | 7 | 【現状と課題】 3行目 | 現状と課題の3行目から4行目にかけてですが、確かに障がいについての知識・理解が必要だと思えます。そして、その事に対応していく知識も不足していると思えますが、世間一般として、あなたが手帳をお持ちなのか(個人情報の件もあるのですが…)わかっていないのが現状です。地域との連携文面はいららないのでしょうか。 | 野洲市人権施策基本計画は、市民生活の中で障がい者についての差別や偏見をなくすために啓発を進め、地域や学校の意識改革を図っていく施策の計画です。地域との連携については、同ページの【具体的施策の方向性】の☆2つ目の文中で「地域や学校で安心して」と記載しています。具体的な障がい者への施策については、「障がい者基本計画」や「防災計画」の中に記載しています。 |
| 13 | 8 | (5)同和問題 【現状と課題】 下から3行目 | 「現状と課題」 市民意識調査の文面で「調べるのは当然・必要」が増えているとあるが、なぜ調べることが当然なのか。なぜ必要なかの理由を記載し、差別の根を見つめて、それを基に取り組んでいくことが大切なのではないでしょうか。大人の意識改革への取り組みは? | 具体的な施策については、「第4次野洲市人権施策実施計画に基づく各課の事業」において、啓発や研修を通じて大人への意識改革に取り組んでいく。「なぜ必要なか」という理由の記述については、次回の市民意識調査時に内容を検討する。 |
| 14 | 9 | (6)外国人 【具体的施策の方向性】 | 「外国人」の[具体的施策の方向性]の記述は正に国際協会の果たすべき役割と認識しています。「野洲市国際協会の協力を得て」等の表現を「学校、園及び地域における国際理解教育や交流協会」や「日本語の学習支援や生活支援」の前に入れて頂く事は難しいでしょうか。 | 具体的な施策については、「第4次野洲市人権施策実施計画に基づく各課の事業」の事業の概要に記載があるため「第4次野洲市人権施策基本計画」の文面は <u>修正しない</u> 。 |